

今後中小企業が職務発明規程を導入するにあたり、参考として、その場合に作成する職務発明規程の例を紹介します。

これらの条項は、あくまでも参考として例示しているものであり、条項の内容がこのようなものでなければならないとか、これらの条項を採用しなければならないとか、ここで例示されていない条項は採用してはいけないなどということは一切ありません。また、これらの条項を採用していれば、改正特許法第 3 5 条第 5 項に係る不合理性が否定されるというものでもありません。

A 株式会社職務発明取扱規程（案）

（中小企業用）

（目的）

第 1 条 この規程は、A 株式会社（以下「会社」という。）において役員又は従業員（以下「従業者等」という。）が行った職務発明の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において「職務発明」とは、その性質上会社の業務範囲に属し、かつ、従業者等がこれをするに至った行為が当該従業者等の会社における現在又は過去の職務範囲に属する発明をいう。

（届出）

第 3 条 会社の業務範囲に属する発明を行った従業者等は、速やかに発明届を作成し、所属長を経由して会社に届け出なければならない。

2 前項の発明が二人以上の者によって共同でなされたものであるときは、前項の発明届を連名で作成するとともに、各発明者が当該発明の完成に寄与した程度（寄与率）を記入するものとする。

（権利帰属）

第 4 条 職務発明については、その発明が完成した時に、会社が特許を受ける権利を取得する。

(権利の処分)

第 5 条 会社は、職務発明について特許を受ける権利を取得したときは、当該職務発明について特許出願を行い、若しくは行わず、又はその他処分する方法を決定する。

2 出願の有無、取下げ又は放棄、形態及び内容その他一切の職務発明の処分については、会社の判断するところによる。

(協力義務)

第 6 条 職務発明に関与した従業者等は、会社の行う特許出願その他特許を受けるために必要な措置に協力しなければならない。

(相当の利益)

第 7 条 会社は、第 4 条の規定により職務発明について特許を受ける権利を取得したときは、発明者に対し次の各号に掲げる相当の利益を支払うものとする。ただし、発明者が複数あるときは、会社は、各発明者の寄与率に応じて按分した金額を支払う。

一 出願時支払金 ○円

二 登録時支払金 ○円

(* 1 第 7 条第 1 項はあくまで一例であり、必ず出願時支払金や登録時支払金という形で相当の利益を与えなければいけないということではない。これ以外の相当の利益の付与方法として、例えば、職務発明に係る実施品の売上げやライセンス料収入に応じて、いわゆる実績補償を行うことも可能である。

例 1 : 会社は、利益発生時支払金として、職務発明に係る実施品の年間売上高のうち〇%を当該職務発明の発明者に支払う。

例 2 : 会社は、職務発明に係る実施品の年間利益が〇円を超えたときは、当該職務発明の発明者に対し、〇円を支払う。

* 2 金銭以外の相当の利益として、海外留学の機会の付与、ストックオプションの付与、特別有給休暇の付与等の措置を執ることも可能である。)

2 発明者は、会社から付与された相当の利益の内容に意見があるときは、その相当の利益の内容の通知を受けた日から 60 日以内に、会社に対して書面により意見の申出を行い、説明を求めることができる。

(* 第 7 条第 2 項はあくまで一例であり、各社の事情に応じて日数を決める

ことも可能である。)

(支払手続)

第 8 条 前条に定める相当の利益は、出願時支払金については出願後速やかに支払うものとし、登録時支払金については登録後速やかに支払うものとする。

(実用新案及び意匠への準用)

第 9 条 この規程の規定は、従業者等のした考案又は意匠の創作であつて、その性質上会社の業務範囲に属し、かつ、従業者等がこれをするに至った行為が当該従業者等の会社における現在又は過去の職務範囲に属するものに準用する。

(※ 第 9 条はあくまで一例であり、実用新案及び意匠については、例えば相当の利益の内容を職務発明の場合とは異なるものとする等、職務発明とは異なる規定を設けることも可能である。)

(秘密保持)

第 10 条 職務発明に関与した従業者等は、職務発明に関して、その内容その他会社の利害に関係する事項について、必要な期間中、秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、従業者等が会社を退職した後も適用する。

(適用)

第 11 条 この規程は、〇〇〇〇年〇月〇日以降に完成した発明に適用する。

(注) 特許出願せず秘匿化した職務発明について

職務発明について会社が特許を受ける権利を取得した場合、会社が特許出願せずに営業秘密又はノウハウとして保持することにした職務発明についても、その職務発明が会社に独占的に利益を生じさせたときは、発明者である従業者等に対して相当の利益を付与する必要があります。

詳細については、指針案に関する QA〇〇を参照してください (リンク)。

このような特許出願せず秘匿化した職務発明についても職務発明規程に規定する場合は、下記のような条文例を設けることができます。

なお、下記の条文はあくまで一例であり、職務発明について特許出願せずノウハウとして秘匿した場合については、例えば発明者に付与する相当の利益の内容を特許出願した場合とは異なるものとする等、特許出願を行った場合とは異なる規定を設けることも可能です。

(特許出願せず秘匿化した職務発明)

第〇条 この規程の規定は、従業者等が会社に届け出た職務発明のうち、会社においてノウハウとして秘匿し特許出願を行わない旨決定したものについて準用する。

- 2 前項の場合において準用する第 7 条の規定の適用については、会社は、職務発明について特許を受ける権利を取得した時に、発明者に対し、出願時支払金に登録時支払金を加えた額の金銭を支払う。